

**兵高教組 2018年10月16日
人労速報 No.3
調査情報 14号**

知事の要請による公民比較方法の見直しで

月8,600円もの公民較差が、わずか100円ほどに 復元すべき地域手当 1.5%削減分も消し去る

10月12日、高教組は兵庫教組とともに今年度の第3回人事委員会交渉をもちました。冒頭、高教組 小野委員長から人事委員会 畠事務局長へ、勧告に対する強い願いを込めた団体署名(104分会)を提出しました。兵庫教組からは「ジャンボ署名」を提出しました。

続いて人事委員会 畠事務局長から、公民較差および勧告内容についての現時点での方向性が説明されました。特異な点は、知事の要請によって公民比較方法を見直し、それに伴って公民較差が大幅に小さくなつて、地域手当 1.5%分の復元などが消し去られてしまうということです。参加者からは怒りと非難の声が続き、交渉は長時間にわたりました。

賃金カットを完全復元していない県当局からの要請によって、私たちが押し付けられた賃金削減の復元を消し去るかのように公民較差を縮小することになるのは、怒りを禁じ得ません。

人事委員会には、私たち公務員の労働基本権制約の代償機関・第三者機関として、勧告までの残された期間で、私たちの怒り、願いを反映させた勧告にする努力が求められます。



第3回 人事委員会交渉

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

疑問と怒りはやまず

交渉参加者からは、疑問と怒りと非難の声が続き、交渉は長時間にわたりました。(抜粋)

- 県「行革」で賃金を下げられて、県「行革」で人を減らされて、その分だけ仕事が増えて、なのにまた賃金を下げられるというの、どういうことか。
- 国のガイドラインと言うが、国と県は職員構成が全く違う。県は行政職よりも圧倒的に教職員と警察。それを、民間との比較が可能な行政職だけで比べて、我々の賃金と何の関係があるのか。いま示された比較については撤回してください。
- 人事院勧告(引き上げ)があり、地域手当削減分も考えて、教職員には「今年は上がる。国よりももっと」と期待がある。それが「100円です」では納得できない。これをやると、今後も続くので、一時金や退職金、年金にも影響し、特に若い教職員が「これから兵庫の教育を担つて頑張つていこう」というようにならないと思う。
- 勤務実態調査を集約中だが、多くの声が「もっと人を雇つてほしい」「部活動は、別途の手当支給を」などと求めている。23時まで働いて、土日も出勤している人もいる。仕事の量を減らせていない中で、人を増やすしかない。なのに、給料を下げる人が集まりますか。人材確保を言うのであれば、本当にそうなるような勧告を出してください。
- 人事委員会が私たちの労働基本権制約の代償機関だということを考えると、任命権者(知事)からの要請ばかりを聞くのは、どうにも納得できない。
- 職員の勤務時間の管理は管理職の責任であり、それを現認するのが難しいのであれば、厚生労働省も言うように「客観的な」勤務時間管理を求める勧告を出さないと。

県「行革」による人員削減で部下の数が減ったために、 県「行革」による賃金削減が間に葬られる

今回の公民比較の見直しは、公務と民間で比べる役職を、これまでとは変えるということです。「国のガイドラインに、部下の人数の平均という指標がある」「前回の見直しをおこなった平成18年度と比べて兵庫県の職員が3000人減らされたことによって、部下の人数が大幅に減った役職がある」「そのため、これまで比較していた民間の役職を1段階下げることにした(4か所)」というのです。人事委員会は「地域手当 1.5%削減分は公民較差に含むことになる」と言っていたのに、

比較方法を変えることで、その 1.5%分などを消してしまったのです。

なぜ、このようなことになったのか。それは、県「行革」による人員削減が理由です。この認識は、私たちと人事委員会とで共有できています。しかし、ならばなぜ、その人員削減の結果として、県「行革」による地域手当 1.5%削減の復元分などを消し去るような公民較差を示すのでしょうか。県当局が地域手当 1.5%削減を復元させないままそれを公民較差に委ねた今年というタイミングで、しかも、その県当局の要請に応じて、見直しをするのはなぜなのでしょうか。

私たちの思いと怒りを反映した勧告を

局長の再回答には、さて進展のある内容はなく、最後に、両教組の委員長があいさつを述べました。

兵庫教組の三上委員長は、労働基本権制約の代償機関としての人事委員会の役割の重さを述べ、県「行革」による10年間の賃金カットを我慢してきた教職員の、子どもたちのためにさらに頑張ろうという気持ちを高めるような勧告になるよう求めました。また、超勤縮減については、直ちにおこなう実効あるとりくみを具体的に勧告することを求めました。

続いて高教組 小野委員長が、あいさつとともに要望を次のように述べて締めくくりました。(要旨)

「この公民比較の見直しがおこなわると、兵庫県の役職、例えば『班長』などが他の都道府県と比べて格付けが下がる、それを人事委員会が認めたということになる」と県職員の方が言っておられた。

「士気を意識して」と言われたが、いま言った格付けのこと、それから 8,500 円もの切り下げが行われることなど、もしこのまま勧告になれば、この勧告そのものが職員の士気を下げることになり、勧告自身が人材育成を阻むことになる。士気も下げる、人材育成も阻む、ストレスも増大させるというような勧告を、人事委員会がしてはいけない。

県当局が地域手当削減分を公民較差に蹴り込んだことは本当に許せない。ただ、その県当局からの要請を受けて見直した公民較差を、人事委員会は「結果としてこうなった」と言うが、私たちは単なる結果としての較差と見ることはできない。そして、このような公民較差を出しておきながら、「みなさんの思いは受けとめる」というのが、人事委員会の誇りではないはずだ。

勧告まで、人事委員会見まで、まだ日がある。労働基本権制約の代償機関としての誇りを持って、私たちの思いと怒りをきちんと反映した勧告・報告をしていただきたい。

畠事務局長の説明・回答の要旨

- ◆任命権者(知事)からの要請によって公民比較方法を検証し、その結果、比較方法を見直すこととした。
- ◆公務と民間のどの役職を比較するかについて、部下の人数という指標を用いて、比べる民間の役職を1段階下げるということを数か所でおこなつた。
- ◆その結果、公民比較の上での民間の賃金が約8,500円(2.1%)下がる。すると公民較差は100円程度となり、給与表の改定は困難である。
- ◆見直しの影響が極めて大きいため、勧告への反映をどのように反映させるかは、現在検討中。
- ◆一時金は概ね国と同等(年0.05月増)の改定。
- ◆宿日直手当は国に準じて見直し。
- ◆超勤縮減に関して、各校での勤務時間の把握が十分にされていないので、学校・県教委が勤務時間把握
- にとりくむことや勤務時間の上限設定・数値目標などのとりくみを進める必要がある旨の報告を考えている。
- ◆定年延長については、国の動向を注視する。再任用については、現状を考慮の上で必要な検討をしていくこと、職員の希望にも配慮した配置にとりくむ必要がある旨の報告を考えている。
- ◆休暇制度の拡充は困難。
- ◆(自動車通勤のうち)長距離通勤者が増えているが、ワークライフバランスの推進、職員の健康管理等の観点から、長距離・長時間通勤への対応の検討を進める必要があることなどの報告を考えている。
- ◆精査中のものについては、鋭意検討中。勧告日は現在調整中(未定)。

県当局のやり方は許せない！ 私たちの願いを反映させた勧告を！ 力を合わせて、要求実現を勝ち取ろう！